

## 県単医療制度の改正について

平成18年3月  
山形県健康福祉部長寿社会課

## 1 重度心身障害(児)者医療

## (1) 所得制限の導入(実施時期:平成18年7月)

老人医療による現役並み所得基準(課税所得額145万円以上)を準用し、それ以上所得のある方は重度心身障害(児)者医療の対象外となる。

## (2) 一部負担金有の対象者の窓口負担額の引き上げ(実施時期:平成18年7月)

	現 行	改 正 後
外 来	800円／日(月4回まで)	医療費の1割
入 院	1,200円／日	(同一医療機関ごとに外来12,000円／月、入院40,200円／月を限度)
訪問看護基本利用料	600円／日(月5回まで)	

注1) 平成18年10月以降は、外来12,000円／月、入院44,400円／月となる。

注2) 調剤薬局での窓口負担は、従来どおり無とする。

## 2 乳幼児医療

## (1) 所得制限の引き下げ(実施時期:平成18年7月)

扶養親族数	現行(H17児童手当特例給付)	改正後(H17児童手当)
1	498万円	339万円
2	536万円	377万円
3	574万円	415万円
4	612万円	453万円
5	650万円	491万円

※第3子以降の乳幼児については、所得に関係なく乳幼児医療の対象とする。

## (2) 低年齢児及び多子世帯への給付の拡大(実施時期:平成18年7月)

乳幼児の扶養者が所得税非課税の場合に加えて、3歳未満及び第3子以降の乳幼児についても、窓口負担無とする。

※一部負担金有の対象者の窓口負担額は、従来どおり(外来530円／日(月4回まで)、入院1,200円／日)である。

## 3 全制度共通(重度心身障害(児)者医療、乳幼児医療、母子家庭等医療)

入院時食事療養費標準負担額について助成対象外とし、一部負担全無の対象者からも負担を求める。(実施時期:平成18年7月)

※医療保険各法及び老人保健法で規定する標準負担額を支払うこととなる。

連絡先 長寿社会課国保指導担当
TEL 023-630-2272
FAX 023-630-2271